

学校施設利用のお知らせ

京都府全域を対象とする「まん延防止等重点措置」が、令和3年7月11日(日)をもって解除されることになりました。これに伴い、PTAや地域諸団体等による1学期中の学校施設の夜間の時間制限は解除となります(通常どおり21時までです)。

ただし、引き続き、平日は児童と利用者の接触を避けるため、放課後 16 時 20 分以降からの利用が可能となります。ご理解・ご協力のほど、よろしくお願いいいたします。

室町小学校長